

令和8年度 南山城村観光誘客パンフレット製作業務 プロポーザル実施要領

1. 業務の目的

本業務は、村内主要観光拠点に来られた観光客を村内各地へ誘導し、村内周遊を提案する新たなパンフレットの制作に向け、「南山城村観光誘客パンフレット製作業務」に最適な事業者を選定するための公募型プロポーザル実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2. 業務の概要

- (1) 業 務 名： 南山城村観光誘客パンフレット製作業務
- (2) 業 務 内 容： 別紙「南山城村観光誘客パンフレット製作業務委託仕様書」
(以下、「仕様書」という。) のとおり
- (3) 契 約 期 間： 契約締結日から令和9年2月12日(金)まで
- (4) 委託限度予算額： 2, 0 0 0, 0 0 0円 (消費税及び地方消費税額を含む。)
※委託限度予算額を超える額による提案は失格とする。

3. 選定方法

南山城村観光誘客パンフレット製作業務の実施にあたっては、価格のみではなく事業者の実績、専門性、ターゲット層に刺さる構成やデザイン力、マルチメディア展開の提案力等のほか、南山城村特有の立地条件に合う観光ニーズの理解度などを勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)により契約の相手方となる候補者(以下「契約予定事業者」という。)を特定するものとする。

4. 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 令和3年4月以降に地方自治体と契約した、観光PR冊子等作成業務の受託実績があり、その業務を十分理解し、遂行できる者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 南山城村に一般競争(指名競争)参加資格審査申請書を提出しているものであって、参加表明書の提出期限の日において、南山城村の入札参加資格停止又は回避の措置を受けているものでないこと。
- (4) 南山城村暴力団排除条例(平成24年南山城村条例第23号)に定める除外措置要件に該当していないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。

- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。
- (7) 労働関係法令の違反により、労働行政機関から指導・勧告を受け、是正が図られていない者でないこと。

5. スケジュール

項目	日時
1 公募開始（公告）	令和8年7月3日(金)
2 参加表明受付期間	公告日から令和8年7月17日(金)午後5時まで
3 質問票の受付期間（電子メール）	公告日から令和8年7月10日(金)午後5時まで
4 質問票への回答期限（村 HP）	令和8年7月15日(水)
5 参加資格の確認結果通知	令和8年7月21日(火)
6 企画提案書の提出期限	令和8年7月27日(月)午後5時まで
7 プレゼンテーション実施日	令和8年7月31日(金)予定 ※詳細は7月28日(火)までに電子メールにて連絡
8 審査結果通知（決定通知）	令和8年8月4日(火)までに電子メールにて連絡予定
9 契約の締結	選定後速やかに締結

6. 参加に係る提出書類・提出方法

(1) 参加表明

ア 提出書類

- ①参加表明書（様式第1号）
- ②類似契約実績書（様式第2号）

イ 受付期間：公告日から令和8年7月17日(金)午後5時まで

ウ 事務局及び問い合わせ先：

南山城村役場 産業観光課

〒619-1411 京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字久保 14 番地 1

電話 0743-93-0105 メールアドレス d_sangyou@vill.minamiyamashiro.lg.jp

エ 提出方法：持参（平日の午前9時から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）

※郵送の場合は、発送後に担当者へ電話連絡を入れること。

オ 提出先：（１）ウに同じ

カ 結果通知：令和８年７月２１日(火)までに電子メールもしくは郵送にて通知

7. 質問の受付及び回答

実施要領及び仕様書について疑義がある場合は、次のとおり質問の受付及び回答を行う。

(1) 受付期間

公告日から令和８年７月１０日(金)午後５時まで

(2) 質問内容

実施要領及び仕様書に関することとし、審査基準の配点などの審査に関する事項や他の参加事業者に関する情報、その他委託業務の実施に必要なないと判断される質問は受理しないものとする。

(3) 提出方法

質問票（様式第３号）に質問事項を記入し、電子メールにて上記６（１）ウの提出先に提出すること。メール送信後、電話確認をすること。

なお、質問票は Word 形式とし、メールの件名は「南山城村観光誘客パンフレット製作業務質問（事業者名）」とすること。電子メール以外での質問については回答しないものとする。

(4) 回答方法

令和８年７月１５日(水)までに、南山城村ホームページ

(<https://www.vill.minamiyamashiro.lg.jp>) に掲示し、個別には回答しない。

8. 企画提案の提出書類・提出方法

参加事業者は、仕様書に基づき企画提案書を上記６（１）オの提出先に提出すること。

なお、１事業者につき１提案書の提出とする。

(1) 提出期間

令和８年７月１７日(金)から令和８年７月２７日(月) 午後５時まで【必着】

(2) 提出書類

提出書類	備考
企画提案書（表紙）	様式第４号
企画提案書（本体）	任意様式（A4サイズで簡潔なもの）
実施体制調書	様式第５号
業務工程	任意様式
見積書	任意様式（積算内訳の分かるもの）

※提出部数は各６部とする。

※企画提案書には参加申請者が特定できないよう作成すること（会社名及び会社名を類推出来るロゴマーク等の記載は不可）。

(3) 提出方法

持参（平日の午前9時から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）

※提出した書類の変更は一切認めない。

9. 審査方法

評価が最も優れている事業者を選定するため、プレゼンテーション及びヒアリングを通して別紙「審査基準表」に基づき選定委員会が評価を実施するものとする。

なお、参加事業者が1者となった場合でも有効とするが、この場合に限りプレゼンテーションを行わず企画提案書及び見積書により審査を行う場合がある。

(1) プレゼンテーション

ア 実施日：令和8年7月31日(金)※予定

イ 留意事項

- ①出席者 業務責任者を含め3名以内とする。
- ②実施時間 1事業者、提案時間を20分以内とし、提案後、選定員により10分程度のヒアリングを行うものとする。
- ③使用資料 プレゼンテーションは提出した企画提案書の内容に沿って行い、当日の追加資料配布による説明は不可とする。
- ④使用備品 プレゼンテーションに必要な備品は、プロジェクター及びスクリーン、ノートPCを除き、各参加事業者が準備すること。インターネット環境は準備しない。
- ⑤その他
 - ・プレゼンテーションの傍聴及び録音は認めない。
 - ・プレゼンテーションの順番については企画提案書の受付順とし、開始時間等の詳細については別途通知する。

(2) 審査結果

審査結果は、令和8年8月4日(火)※予定までに参加した全ての事業者に電子メールにて通知し、南山城村ホームページで公表する。

(3) その他

- ア 総合得点が60点未満の場合、もしくは重要項目のうち選定委員が一人でも1点以下と評価した項目がある場合は、契約予定事業者として選定しない。
- イ 選定委員会での評価は非公開とし、審査結果に対する異議申立ては受理しないものとする。ただし、審査結果の理由については電子メール通知日の翌日から起算して7日以内に書面により村長あて説明を求めることができる。回答は、説明を求めることができる期間最終日の翌日から起算して7日以内に書面で行うものとする。

10. 事業者選定委員会の構成

南山城村プロポーザル方式実施要領（平成23年要領第4号）に基づくものとする。また、選定委員の氏名等は非公開とする。

11. 事業者の選定と契約の締結

- (1) 審査の評価にて合計点が上位の者を契約予定事業者に決定し、次に得点の高かった者を次点の契約予定事業者とする。
- (2) 最高得点に同数があつた場合は、次により決定するものとする。
 - ア あらかじめ設定している重要項目のみを集計したとき、得点の高かつた者を契約予定事業者に決定する。
 - イ アによつても、なお同点の場合はいくじ引きを行い、契約予定事業者を決定する。
- (3) 契約予定事業者に選定された事業者は、南山城村と業務実施方法及び費用等を協議の上、契約に必要な書類を揃え、速やかに契約を締結するものとする。ただし、契約予定事業者が何らかの理由により契約を行えなかつた場合は、次点の者を契約予定事業者とする。

12. その他留意事項

- (1) 次のいづれかに該当する場合は、失格または提出書類を無効とする。
 - ・ 契約予定事業者選定までの間に参加資格を満たさなくなつた場合
 - ・ 審査の公平性を害する行為があつた場合
 - ・ 本要領に規定する提出書類の提出方法、提出先、提出期限を満たさない場合
 - ・ 指定する様式及び記載に関する留意事項等が守られていない場合
 - ・ 提出書類の記載に虚偽の記載があつた場合
 - ・ 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部の記載が漏れている場合
- (2) 本プロポーザル参加のために必要となる費用はすべて参加事業者の負担とする。
- (3) 提出された資料は返却しない。
- (4) 企画提案書に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となつているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。
- (4) 提出書類の著作権は、プロポーザル参加事業者に帰属する。ただし、南山城村が本プロポーザルに関する報告、公表のため必要な場合は当該参加事業者の承諾を得た上で、無償で使用できるものとする。また、本案件に係る情報公開請求があつた場合は、南山城村情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがある。
- (5) 提出期限以降における提出書類の差換え及び再提出は認めない。
- (6) プロポーザルを公正に執行することが困難と認めるとき、その他やむを得ない事情があるときは、プロポーザルを延期、または中止することがある。この場合において、参加事業者は異議を申し立てることはできない。
- (7) 本要領に定めのない事項については競争性、公平性を考慮のうえ、適宜南山城村が判断するものとする。